

平成 29 年度 所定疾患施設療養費算定状況

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から所定の疾患を発症した場合における施設内での対応について以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者様の健康や安心に繋げていきたいと考えておりますので、治療の実施状況をご報告して参ります。

※算定条件

- ①所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- ②算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ③請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ④当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、毎年度の当該加算の算定状況を報告すること。

平成 29 年度所定疾患施設療養費 算定人数および状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	1	1
日数	0	0	7	0	0	7	0	0	0	6	5	5